

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<p style="font-size: small;">発行 高知県内 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)</p>
-----------------------------------	---

目次	ページ
告示	
○公益法人の設立の許可	(雇用労働政 策課) 1
○種畜証明書の書換え交付の通報	(畜産振興課) 1
○保安林の解除予定の通知(2件)	(治山林道課) 1
高知県公安委員会告示	
○駐車監視員資格者講習の実施	1
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	2
高知県収用委員会公告	
○公告による送達	3

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第532号**  
民法(明治29年法律第89号)第34条の規定に基づき、公益法人の設立を次のとおり許可した。  
平成20年8月22日  
高知県知事 尾崎 正直

許可年月日	法人の名称	主たる事務所の所在地
平成20年8月7日	社団法人土佐市シルバー人材センター	土佐市高岡町甲2111番ノ2

**高知県告示第533号**  
家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換え交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。  
平成20年8月22日  
高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号等	申請の事由	変更後	変更前
平20高知県1第1号	種畜の飼養者の住所及び	高岡郡佐川町高知県畜産試	南国市高知大学農学

山嶺(全和褐原106)牛 褐毛和種	び氏名の変更	験場	部付属暖地フイールドサイエンス教育研究センター
平20高知県1第21号 嶺岩(全和褐原105)牛 褐毛和種	種畜の飼養者の住所及び氏名の変更	南国市高知大学農学部付属暖地フイールドサイエンス教育研究センター	高岡郡佐川町高知県畜産試験場

**高知県告示第534号**  
農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。  
平成20年8月22日  
高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
吾川郡仁淀川町泉字トリガタ1024の5・別枝字カゲ島2907の43・2907の44・2907の53・字日比原2771の43・大植字黒滝1886・4729・4734・高岡郡津野町芳生野字大黒丙4446の5(以上9筆について次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 解除の理由  
鉱業用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を高知県森林部治山林道課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第535号**  
農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。  
平成20年8月22日  
高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
吾川郡仁淀川町大植字黒滝1886・字箱谷4706(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 解除の理由  
鉱業用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を高知県森林部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

-----  
公 安 委 員 会 告 示  
-----

**高知県公安委員会告示第15号**  
道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第1号イの規定により、駐車監視員資格者講習を次のとおり実施する。  
平成20年8月22日  
高知県公安委員会委員長 近森 正幸

- 実施期日
  - 講習  
平成20年10月15日(水)及び16日(木)の2日間  
受付時間 午前8時30分から午前9時まで  
講習時間 午前9時から午後5時30分まで
  - 修了考査  
平成20年10月23日(木)  
受付時間 午前9時から午前9時30分まで  
指示説明 午前9時30分から午前10時まで  
考査時間 午前10時から午前11時まで
- 実施場所  
高知市丸ノ内二丁目4番30号  
高知県警察本部 1階聴聞室
- 受講人員  
定員50名(受講申込みの先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。)
- 講習内容  
道路の交通に関する法令の知識その他放置車両の確認及び標章の取付けを適正に行うため必要な技能及び知識についての講義14時間(1日7時間)並びに修了考査1時間の合計15時間(修了考査合格者には、当日、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。)
- 持参物
  - 駐車監視員資格者講習受講票(受講申込書を受理した後、高知県警察本部から交付する。)
  - 筆記用具
  - 印鑑(修了考査日のみ)
- 受講申込方法等
  - 受講申込書の受付  
ア 受付期間  
平成20年9月2日(火)から同年10月10日(金)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)  
イ 受付時間  
午前9時から午後5時まで
  - 受講申込書の配布場所及び提出先  
高知市丸ノ内二丁目4番30号

高知県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

(3) 受講申込書の提出方法  
 受講申込書の提出は、講習に関する連絡事項があるので、講習を受けようとする者が直接行うこと。この場合において、運転免許証等の身分証明書類を提示すること。  
 なお、郵送による申込みは、受け付けない。

(4) 提出書類  
 ア 駐車監視員資格者講習受講申込書 2通  
 イ 写真（受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1枚

(5) 受講手数料  
 講習を受けようとする者は、受講手数料として、19,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込時に納付すること。  
 なお、納付された受講手数料は、返還しない。

7 講習に関する問い合わせ先  
 高知県警察本部交通部交通指導課駐車対策係（電話番号088-826-0110内線5125、5126、5127）

**高知県公安委員会告示第16号**  
 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第2条（同規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。  
 平成20年8月22日  
 高知県公安委員会委員長 近森 正幸

1 審査の種類、期日及び場所

(1) 審査の種類  
 技能検定員審査等に関する規則（以下「規則」という。）第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。  
 ア 大型自動車免許及び中型自動車免許（以下「大型自動車免許等」という。）  
 イ 普通自動車免許  
 ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許（以下「特定第一種免許」という。）  
 エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）

(2) 審査の期日  
 平成20年9月25日（木）及び26日（金）

(3) 審査の場所  
 吾川郡いの町枝川200番地

高知県警察本部交通部運転免許センター

2 審査の申請手続に関する事項

(1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査申請書を高知県公安委員会に提出すること。  
 その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

(2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項各号、第2項各号、第3項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。

(3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の資格者証を提示すること。  
 ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証  
 イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証  
 ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証  
 エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証  
 オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る技能検定員資格者証  
 カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る教習指導員資格者証

3 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施に関する事項

(1) 技能検定員審査の方法等

審査項目	審査細目	審査方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。

能検定に関する技能	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにあっては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
	技能検定の実施に関する知識	
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにあっては95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査の方法等

審査項目	審査細目	審査方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。

大型自動車第二種免許等の技能教習に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運送代行業に関する法令についての知識	ること。 論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
------------------------	----------------------------------	---

(3) 審査手数料の額

- ア 技能検定員（大型自動車免許等24,700円、普通自動車免許20,500円、特定第一種免許 14,100円、大型自動車第二種免許等22,450円）
- イ 教習指導員（大型自動車免許等15,650円、普通自動車免許12,150円、特定第一種免許9,500円、大型自動車第二種免許等13,300円）

4 その他

詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話番号088-893-1221内線372）に問い合わせること。

-----  
**収 用 委 員 会 公 告**  
 -----

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、高知県収用委員会事務局において保管しているため、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。  
 なお、当該書類を受領しないときは、平成20年8月28日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。  
 平成20年8月22日

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 1 書類の種類  
平成20年6月4日付け権利取得及び明渡し of 裁決書
- 2 書類の交付を受ける者の住所及び氏名  
土佐市新居字北ノ丸5313番、5316番及び5321番の土地の所有者のうち次の者  
Rua Jose' Bonifacio 243 Atibaia Est de Sao Paulo Brasil  
(ブラジル連邦共和国サンパウロ州アチバイア市ジョゼボニファンオ通り243)

松岡 美恵子